

平成 29 年 8 月 4 日
(2017 年)

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しますので、お知らせいたします。

記

1 対象事業者

- (1) 事業者名 株式会社 ドルフィン・ドリーム
- (2) 代表者 代表取締役 江見 敬子
- (3) 所在地 吹田市江坂町一丁目 23-43-506

2 対象事業所

- (1) 事業所名 乙姫
- (2) 所在地 吹田市江坂町一丁目23番43号
- (3) 事業種別 就労継続支援A型
- (4) 事業所番号 2711602074
- (5) 指定年月日 平成 28 年 7 月 1 日

3 指定の取消年月日

平成 29 年 (2017 年) 8 月 31 日

4 指定を取り消す理由

法第 50 条第 1 項の該当内容

(1) 法第 50 条第 1 項第 3 号 (人員配置基準について違反)

平成 28 年 7 月 1 日から、本市が法第 48 条の規定に基づく監査を実施した平成 29 年 2 月 16 日までの期間において、以下のとおり人員配置基準について違反していた。

- ① 常勤のサービス管理責任者を配置していなかった。
- ② 常勤の生活支援員又は職業指導員 (以下「従業者」という。) を配置していなかった。
- ③ 常勤換算法上で配置すべき従業者の基準を満たしていなかった。

(2) 法第 50 条第 1 項第 4 号 (適正な事業の運営に違反)

平成 28 年 7 月 1 日から、本市が法第 48 条の規定に基づく監査を実施した平成 29 年 2 月 16 日までの期間において、以下のとおり適正な事業の運営に違反していた。

- ① 指定就労継続支援 A 型を行った際は、当該指定就労継続支援 A 型を行った日、内容その他必要な事項を、指定就労継続支援 A 型を行った都度記録し、支給決定障害者等から確認を受けなければならないが、当該記録が著しく欠けていた。【大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「大阪府条例」という。）第 185 条において準用する第 20 条に違反】
- ② 指定就労継続支援 A 型事業所の管理者は、従業者に大阪府条例で定める、指定就労継続支援 A 型に係る指定基準を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならないが、当該管理者がこれを把握しておらず、管理者としての責務を果たしていなかった。【大阪府条例第 185 条において準用する第 68 条に違反】

(3) 法第 50 条第 1 項第 5 号（訓練等給付費の請求に関し不正）

平成 28 年 7 月 1 日から、本市が法第 48 条の規定に基づく監査を実施した平成 29 年 2 月 16 日までの期間において、以下のとおり訓練等給付費の請求に関し不正を行っていた。

- ① 就労継続支援 A 型サービス費 I を満たしていなかったにもかかわらず、不正に訓練等給付費を請求し、これを受領した。
- ② 次に掲げる人員配置基準を満たしていなかったにもかかわらず、人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定を行わず不正に訓練等給付費を請求し、これを受領した。
 - ・常勤のサービス管理責任者を配置していなかった。
 - ・常勤の従業者を配置していなかった。
 - ・常勤換算法上で配置すべき従業者の基準を満たしていなかった。
- ③ 指定就労継続支援 A 型を提供した際の記録がないものや、指定就労継続支援 A 型事業所の利用者に、他の利用者に係る指定就労継続支援 A 型を提供した際の記録をさせていたものについて、不正に訓練等給付費を請求し、これを受領した。

(4) 法第 50 条第 1 項第 6 号（法第 48 条第 1 項の規定による帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示についての虚偽の報告）

本市が法第 48 条の規定に基づく監査を実施した平成 29 年 2 月 16 日及び当該日以降の監査の実施期間中において、以下のとおり虚偽の報告を行った。

- ① サービス管理責任者の雇用契約書、出勤時間表、タイムカード、賃金台帳、給料支払明細書、源泉徴収票について、実態とは異なるものを本市に対して提出し、虚偽の報告を行った。
- ② 実際には配置していない従業者の出勤時間表、タイムカード、賃金台帳、給料支払明細書、源泉徴収票を本市に対して提出し、虚偽の報告を行った。
- ③ 実態とは異なる虚偽の帳簿書類等について、本市に対して提出を行った。
- ④ 福祉・介護職員処遇改善加算について、実際には配置していなかった従業者に対して賃金改善を行ったとして、支給実態とは異なる当該加算の実績報告書の届出を行った。

(5) 法第 50 条第 1 項第 7 号（法第 48 条第 1 項の規定による質問に対する虚偽の答弁、及び妨げ）

本市が法第 48 条の規定に基づき実施した監査において、代表者（指定就労継続支援 A 型の管理者、

及び生活支援員を兼務)が、指定就労継続支援A型事業所の従業者であった者への質問について十分な協力をせず、また当該事業所の従業者であった者への質問を行うに際して、当該従業者であった者への対応について本市に対して虚偽の報告を行い、円滑な監査の妨げを行った。

(6) 法第50条第1項第8号(不正の手段による指定)

指定就労継続支援A型の指定申請に際し、以下のとおり不正の手段による指定を受けた。

- ① 常勤のサービス管理責任者を配置しないにもかかわらず、指定時からこれを配置するものとして虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。
- ② 常勤の従業者を配置しないにもかかわらず、指定時からこれを配置するものとして虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。
- ③ 常勤換算法上で配置すべき従業者の基準を満たしていないにもかかわらず、指定時から指定就労継続支援A型事業所に勤務する予定のない者を従業者と配置するとして虚偽の申請を行い、不正の手段により指定を受けた。

(7) 法第50条第1項第10号(障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為)

平成28年7月1日から、本市が法第48条の規定に基づく監査を実施した平成29年2月16日及び当該日以降の監査の実施期間中において、以下のとおり障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為を行った。

- ① 常勤のサービス管理責任者を配置していなかったにもかかわらず、常勤の配置を行っているかのように、サービス管理責任者に係る雇用契約書、出勤時間表、タイムカード、賃金台帳、給料支払明細書、源泉徴収票について、虚偽の作成を行った。
- ② 指定就労継続支援A型事業所の従業者の配置基準を満たしていなかったにもかかわらず、当該従業者の配置基準を満たしているかのように、実際には配置していなかった従業者に係る出勤時間表、タイムカード、賃金台帳、給料支払明細書、源泉徴収票について、虚偽の作成を行った。
- ③ 一部利用者の個別支援計画について、指定就労継続支援A型事業所の従業者として配置していない者を当該利用者に対する支援担当者として個別支援計画に記載し、実態に即した個別支援計画の作成を行っていなかった。

5 経済上の措置

- (1) 不正の手段による指定を受けたため、本市、及び他市町村から受領した訓練等給付費の全てについて、指定日に遡り返還するように指示をしています。また、偽りその他不正の行為により訓練等給付費の支給を受けたため、本市から受領した訓練等給付費に100分の40を乗じて得た額(以下「加算金」という。)の支払いをさせるとともに、他市町村から加算金の支払いを求められた場合にも、これに応じるように指示をしています。

(2) 返還金額等

吹田市 14,173,087円(返還額:10,123,634円、加算金:4,049,453)

他市町村 6,833,280円(加算金を除いた返還額)

(お問合わせ先)

吹田市福祉部福祉指導監査室

障がい事業者担当

電話番号：06-6155-8743（直通）